

# 教員養成課程における日本国憲法教育を考える

## — 憲法尊重擁護義務をめぐる授業実践例より —

上 田 理恵子\*

Discussing Topics from the Japanese Constitution in the Teacher Training Course

Rieko UEDA

### はじめに

昨年、憲法学者が国民的アイドルに憲法の講義をする『憲法主義』という書籍が話題となった。そのなかで、高等学校までの憲法学習と大学に入ってから教わる憲法の授業との乖離が端的に反映されている。憲法が対象としているのは「国家権力」であって「その国の国民」ではないこと、「いじめ」や「差別」が国家権力によらない場合「人権侵害」を守ってくれない「憲法って、冷たいものなのです」という表現に対して、生徒役が示してくれる驚きや違和感は、大学で教職憲法の授業を受講する多くの学生像と重なる<sup>1</sup>。

[南野] そもそも憲法は、国家権力を規制するためにつくられたという歴史的な背景が一つ。もう一つは、やはり国家権力を制約するのは非常に難しいことなんです。国家権力は強大ですし、賢い。あの手この手で裏道を通ろうとする。だから、憲法は国家権力を縛ることに集中する。そして、クラスメートをいじめるなどか、泥棒に入ったらダメだとか、人を殺してはいけませんとか、そういう国民に対する命令は、法律でやってもらうという役割分担になっているわけです。

([ ] は報告者による挿入)

「国民は憲法を守らなくていい」という第99条の憲法尊重擁護義務を説明するくだりもその一つである<sup>2</sup>。

内山 守らなくていいんですか!?

[南野] 守らなくていいのです。憲法を守らなければいけないのは国家権力です。われわれ一般人、国民は法律を守らなければい

けないのです。

([ ] は報告者による挿入)

折しも、この部分を問う部分について、教育学部4年生が熊本市内の小学校で実施した実験授業を見学する機会があり、大学での授業について考えさせられた。

そこで本報告では、日本国憲法第99条の憲法尊重擁護義務を例にとり、高校までの学校教育における取組と大学における教職教養科目としての日本国憲法教育との架橋に必要な課題を明らかにしたい。

そのための検討手順としては、憲法学の議論から、第99条をめぐる報告者や授業者の依る立場を簡単に確認した後、学部学生による小学校向けの授業、次に大学での教職科目としての日本国憲法での該当部分の実施状況へと移る。

### 1. 憲法尊重擁護義務

憲法第99条では、国家権力の行使にあたる公務員（天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員）に、憲法尊重擁護の義務を課している。

憲法第12条第1項では、憲法上の自由および権利を「国民の不断の努力によって、これを保持」するよう求めていることから、国民が憲法を尊重擁護しなければならないのは「当然のこと」のように思える。しかし、それならなぜ、その「当然のこと」を明記しなかったのか。

その理由については、さしあたり「国民」が憲法制定権力の担い手であるため、権力を持つ者たちに「この憲法を尊重し擁護」させるための監視を怠ってはならないから、すなわち「義務」の内容が「国に関わる」人々と異なるから、という説明が有効であり、冒頭に挙げたやりとりとも平仄が合う。<sup>3</sup>

しかし、「それを超えたメッセージ」を強調する意見も見出すことはできない。ドイツの憲法は、ワイマール憲法時代に憲法の保障する自由を利用してナ

\* 熊本大学教育学部

チズムが誕生したという経験に鑑み、「自由の敵には自由を与えない」という「闘う民主制」という方法を採用している。その態度は、ナチズムに対する強い反省を示すと同時に、どのような国民の活動が「憲法の敵」なのかを国家の側から判断する以上、「国民の側から国家権力をしぼる」という近代的立憲主義からの転換を意味する。これに対して日本国憲法は、憲法忠誠の名の下に国民の自由が侵害されないよう、「正統的な近代社会の自由観の流れ」に沿い、敢て「国民」には憲法尊重擁護義務を課さないことにしている、とされる<sup>4</sup>。

今一つ注意しておくべきことは、この場合の「義務」は、倫理的・道徳的性質というよりも、可能な限り法的性質を持つと解するべきである、ということだ。それでこそ、対象を広い意味での「公務員」に限定し、「国民」を外すという解釈が説得力を持つ<sup>5</sup>。

## 2. 学部学生による小学校憲法学習の授業実践

### (1) 実施概要

熊本市内の小学校で見学した実験授業は、卒業研究『子どものルール観の変容を通じた小学校憲法学習の授業開発』の一環である<sup>6</sup>。本研究の主題によれば、立憲主義を理解させるためには『自分たち以外の他の人が守るルール』もあるというルールの多様性に気づく」必要を主張する。そのために「憲法を初めて学習する小学段階でルール観を変容する」憲法学習を行う授業開発を目指すという<sup>7</sup>。

先行する取組として挙げられた「憲法条文学習」と「立憲主義学習」の考察からは、模擬裁判の体験や歴史事象の活用を通じ、憲法を自分たちが「使う」側であることを体感させたり、憲法が天皇や政府への命令へと変わったこと、したがって「国が守るものである」と理解させることをねらった取組であることを評価する<sup>8</sup>。その一方で依然として児童・生徒はルールを「守る側」しか経験していないため、『他の人が守るルール』も含んだルール観に変容させておく必要がある」という。

「憲法は国が守るものである」という立憲主義の考えを教え、かつ子どものルール観を変容させようとして開発された授業計画は以下の通りである。単元名は「わたしたちのくらしと日本国憲法」、全3時間で構成されている。第1時は、「ルールは誰が守るものだろうか」という学習課題をもとに様々なルールを分類させる時間である。ここで挙げられるルールには、給食当番のルール、スポーツのルール、交通ルール、警察法や銀行法、公職選挙法、刑法まで、子どもたちに身近な学校生活から、学校の外で

見かける警察官や銀行、ニュース等で見聞するであろう場面を想定して選択するなど、工夫のあとが認められる。

第2時は「日本国憲法は誰が守るものだろうか」を学習課題とし、日本国憲法の立憲主義の考え方を理解させる段階とされる。報告者の見学した授業であるので後述する。

第3時の学習目標は「日本国憲法にはどんなことが定められているのだろうか」とされる。「国に関係する仕事をする人に何を守らせたいのかを考えさせる」にあたっては三大原則（基本的人権の尊重、国民主権、平和主義）の相対化も試み、「自分の中の三大原則」を子どもたちに作らせるという作業も取り入れられている。

たしかに、憲法の公布直後に政府によって作成された副読本『あたらしい憲法のはなし』<sup>9</sup>の三大原則では、「基本的人権の尊重」ではなく、「民主主義」とされている。

しかし、個別の条文をすべて包含できるように、日本国憲法全体の基本原理として、より精緻な説明が求められた結果、「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」が、憲法学の理論上定着するに至ったのである<sup>10</sup>。

このことを考えれば、「自分の中の三大原則を作る」という表現には抵抗がある。「条文を読む」という動機づけのためならば、単純に「興味がある条文」を選ばせる、ではいけないのだろうか。また、相対化を徹底するより先に、例えば基本原理相互の密接不可分な関係に気づかせる時間をとれないだろうか。

検討課題は残るものの、全体として見れば、授業者の意欲が伝わる授業計画である。

### (2) 実験授業の見学

見学した授業は、第6学年41名の児童を対象とする。授業のねらいは、「日本国憲法を自分たちの身近なものとして捉えさせ、国民が守るものではなく政府や国などの国家権力を持つ人々が守るものであると変革させる」ことにあるという<sup>11</sup>。授業者は事前にアンケート調査を実施している。質問項目は「日本国憲法に対するイメージ」と『日本国憲法』は誰が守るものだと思いますか（複数回答可）の二つである。最初の質問については、予備知識の程度はさまざまながら、「難しそう」というイメージを持っていることが分かったという<sup>12</sup>。二つ目の質問で「国民」と答えていた回答数は、半数以上にのぼる。また、最初の質問で日本国憲法の内容を理解していなくても、「守る」という言葉から「自分たち」と答えてい

る回答もみられたという<sup>13</sup>。

授業の展開部分では、ワークシートに示された、以下の四つの「ミッション」を班ごとにクリアすることが目指される。すなわち①班に配られた絵本から「憲法は誰が守るものか分かる文」を探すこと、②日本国憲法全文から「証拠」となる第99条の文言を見つけること、③第99条に挙げられた「天皇」「摂政」「国会議員」等の役職名の意味を辞書で調べること、④「今日の学習で新しく学んだことやためになったこと」を書くことである。

①では、いきなり条文を探させるのではなく、絵本を活用したところに、日本国憲法の「難しい」というイメージを払拭しようとする意図があったという<sup>14</sup>。どの絵本にも、守るのは「国」という答えを導くような文章が盛り込まれていたが、表現には多少むらがあったようだ。そのため、選ばれた絵本から該当する文章を「見つけ出す」にあたっては、7班中2班が、依然として守るのは「国民」と回答した。その一つに、「国が国民に保障すべき権利や自由」という文章を引用した班がある。おそらく「保障する」という言葉の理解に誤解があったと思われる。これは、類似する文章から「政府や国が守る」と回答した班と「意見が分かれた」という指摘だけで留保された。もう一つの「国民が権力者に命令するための憲法」という部分から「国民が守る」と回答した班に対しては、授業者の「命令するときは、する方が守るのかな？される方が守るのかな？」といった発問を重ねることで「権力者が守る方」になるよう、導かれていた。

④の感想からは、16名の子どもたちから日本国憲法は「国民」あるいは「国民全員」が守るものだと思っていたけれど、「国に関係する仕事をしている人が守るとわかった」と述べている。授業前の予想と異なることがわかったことで「気持ちがよくなったような感じがした」「驚きました」という感想も認められる。「予想に反する答え」だけに、「本時の学習は印象に残りやすく、これからの日本国憲法の学びにも繋がる」というのが授業者の考えである。

授業者自身から挙げられた課題は、絵本を読んだあとも「国民が守る」と答える子どもたちがいることである。絵本には「国や政府が守る」と書かれていても、「ルールは自分たちが守るもの」という考えを変容させることが難しいほど根強いのだとしている。授業者が考える対策は、授業計画の第1時により、ルール観を広げることである。

### (3) 考察

第99条には「国民」という文言が入っていない。

まずは、そのことに気づくのが第一歩であろう。素直に条文を読み、気づく。その点では、授業者の目的はひとまず達成しているという印象は受けた。

そのことをどのように受け止めるか、という課題がその先にある。本授業実践の場合は、立憲主義に基づいて、「みんなで守ろう」から「国に守らせるルール」という考え方を示そうとした点も評価されよう。

しかし、「『守りたい』という気持ちが強くなった」という感想にどう答えるか。「国家権力を縛る」という視点から捉えた憲法尊重擁護義務に限定するからこそ「国民」が外れるのであって、私たちが「憲法を大事にする」からこそ、憲法は力を持ちうることも、児童の皆さんと今一度確認し合ってほしい。

さらに、内閣総理大臣をはじめ、「国に関わる仕事」をする人たちが「専横な権力者」のようには見えないのに、敢て「縛らなければいけない」という論理を実感させることができるか。仮に「いいことが書いてあるのだから、『皆で守ろう』ではなぜいけないの？」という質問が出たらどう答えるか、難しい課題ではあるが、授業者なりの回答を用意して授業に臨む姿勢が求められよう。

憲法が道徳規範であってはいけない点として、田村(2008)<sup>15</sup>には、以下の2点が指摘されている。一つは、国民が公権力にその道徳規範の実現を依存し、「正しさ」の決定権を公権力が独占するおそれがあること、例えば「先生たちが勝手に偏ったことを子どもに教えては困るから、教育内容は国に決めてもらおう」と求めること。もう一つは、憲法の規範が全く反対の方向に向けられても違和感を感じなくなってしまうこと。立憲主義を根付かせるために求められることは、そうした危険性を「感じ取ること」にあるという<sup>16</sup>。

公権力は必要ではあるけれど、ある時突然強大な敵になる存在だということを感じとることだと思います。

一見矛盾するようだが、杉田(2000)の指摘も相通ずるものがある<sup>17</sup>。

権力を一方的に行使されているという考え方をやめ、権力過程の当事者であるという意識を持った時に、すなわち、責任者はどこか遠くにいるのではなく、今ここにいると気づいた時に、権力のあり方を変えるための一歩がふみ出されるのである。

授業者が小学校で実験的に取り組まれていたテー

マは、現在、大学の授業で理解してもらおうと報告者が苦心してきた内容である。〈日本国憲法というテキスト〉をもとに戦後の社会改革が進められてきた結果として、受講者は報告者と同じように高校まで「隣人、会社、メディアなど、社会が引き起こす人権問題も含みこみ、人権単元の学習要素とし」授業を受けてきた世代だからである<sup>18</sup>。

### 3. 教職日本国憲法授業より

#### (1) 授業計画と概要

例年開講される日本国憲法のうち、筆者は前期と後期に1クラスずつ担当している。受講者は大部分が教育学部の2年生である。2015年度の場合、登録者数は前期127名、後期69名である。前期には養護教諭や社会福祉士の取得を目的とする学生たちのクラスも含まれ、中学校や高校で社会科教員の免許を取得する予定の学生数が全体に占める割合は4分の1にも満たない。後期になると数学や理科教員を目指すクラスも含まれ、自身が日本国憲法について授業する予定のある学生はさらに少ない。

本年度の場合、授業の目標、テキスト、授業の進め方は概ね以下の通りである。

#### 【授業の目標】

1. 日本国憲法に関する基礎知識
2. 憲法学一般の基礎理論
3. 憲法に関する基本判例のポイント
4. 関連する分野の文献・資料収集方法

#### 【テキスト】

加藤一彦(2014)『教職教養憲法15話(改訂二版)』北樹出版  
 憲法の条文が掲載された法令集。『法学六法』(信山社)等

#### 【授業の進め方】

- 第1回 オリエンテーション・憲法に関するアンケート
- 第2～4回 憲法と日本国憲法(制定史・最高規範性)
- 第5回 平和主義
- 第6・7回 統治機構
- 第8～10回 人権総論(包括的権利・法の下の平等)
- 第11～13回 精神的自由・経済的自由・人身の自由
- 第14回 社会的諸権利
- 第15回 補足とまとめ

#### (2) 受講者の現状

毎学期、授業の初回には簡単なアンケートをとってきた。「憲法のイメージ」を書いてもらったり、思いつく条文の一つ挙げてもらったり、第99条の文言に「国民」が含まれていないことの知識を問うてみることもある。今年度は特に、この一点にしてみた。アンケートの質問内容は以下の通りである。

「〇〇は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と書かれた憲法の条文があります。「〇〇」に含まれていないのは、以下のうちどれでしょう。

- ア. 天皇      イ. 摂政      ウ. 国務大臣
- エ. 国会議員      オ. 裁判官      カ. 公務員
- キ. 国民

前期では回答者121名中10名、後期では回答者61名中16名が「国民」と回答した。回答を書く際に手持ちの法令集を参照することを禁じていないにもかかわらず、例年は5人にも満たなかったことと比べれば、意外な多さである。中学高校レベルで立憲主義を強調する取組が少しずつでも進められてきているのだろうか。

しかしながら、知識としては理解できても、意識に変化が起これにくいことに気づかされることになる。

憲法尊重擁護義務(第99条)については、第3回前後、憲法の最高規範性との関わりで言及する。「第99条の憲法尊重擁護義務に『国民』はなぜ、明記されていないのか」という問いを立て、「『当然だから』記載するまでもない」「義務のあり方が異なる」「国民にはあえて義務を課さない(自由の敵に自由を与える)」という3種類の学説を紹介し、ドイツが憲法忠誠義務を採用した歴史的経緯とともに、両国の憲法規定を対置させる。

授業の最後に、2012年4月に提出されていた自民党の憲法改正草案第102条の文言と現行憲法第99条の文言を並置して、どちらがよいか、理由付で選択させてみた。草案の第102条は以下の通りである。

#### (課題)

以下の条文は、現行憲法第99条と、自民党による憲法改正草案である。どちらの条文がよいか、あなたはどちらを選びますか?理由をつけて述べなさい。

#### 【現行憲法】

第99条(憲法尊重擁護義務)

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【自民党改正草案】<sup>19</sup>

第102条（憲法尊重擁護義務）

1項

全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。

2項

国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員はこの憲法を擁護する義務を負う。

前期の授業で当日出席していた回答者数117人の内訳は以下の通りとなった。

表. アンケート集計結果

現行憲法の方がよい	自民党改正草案がよい	その他(不明)
55	61	1

「現行憲法の方がよい」理由で最も多かったものは「現行憲法で平和維持ができてから」。なかには「ほとんどの人権侵害は国家権力により行われてきたので、改正案では再び過去の過ちが繰り返されるおそれがある」「国家権力を制限するのが憲法の役割だから国民に遵守義務を課すのはおかしい」という記述もみられた。その一方で、「国民から国に向けた「矢印」や「立憲主義」という単語だけの回答も複数あり、立憲主義の内容理解が未消化のままである者もいることがわかる。

「自民党改正草案の方がよい」理由で多かったものは「義務を自分のこととして実感できる」「ドイツのように意識して守ろうとする」「憲法は万人が守るべきものである」「私たちの権利や自由を守ってくれる憲法を尊重しないのは違和感がある」等。こちらの選択者には、単語だけの回答は見当たらなかったのが印象に残った。

おわりに

立憲主義が難しいというのは、憲法学者自身が認めている。「ありのままの人間が、自然に受け入れられる考え方ではない。少々無理をしなければ理解できないし、身につくはずのない考え方」<sup>20</sup>である。それでも、多様な価値観の対立のなかで、どうやって平和な共存関係を保つことができるかを考えるとき、頼らざるを得ないし、授業担当者としては必要が伝わる工夫を重ねていくしかない。

それでも、この夏の動きをみて、若い人たちとともに第99条をめぐる議論を深めて行きたくなっている。

後期が始まり、再びアンケートをとったところ、

報告者も含む世代に対する反省を迫られる声もある。例えば「今回のことで、無力さを感じた。与党がその気になれば、専門家や国民を無視することができるなら、日本国憲法が存在する意味がないと感じている」といった声である。

まずは、実験授業で経験したように、現行憲法の条文を読み直すという、あたりまえの作業をおろそかにしない取組こそ工夫を重ねつつ続けられるよう、期待している。

謝 辞

本報告で紹介させていただいた授業実践者、社会科学教育ゼミ所属（指導教員 藤瀬泰司准教授）大楠薫氏に、心から感謝申し上げる。

- 1 内山奈月・南野森（2014）『憲法主義—条文には書かれていない本質』PHP研究所、90頁。
- 2 内山・南野（2014）88頁。
- 3 最近の文献としては、例えば青井未帆（2013）『憲法を守るのは誰か』幻冬舎ルネッサンス、特に43-44頁。
- 4 以上の説明をとる代表例として、佐藤幸治（1990）『憲法〔新版〕』青林書院、46頁；樋口陽一（2006）『日本国憲法』まっとうに議論するために』みすず書房、39-43頁。
- 5 このような考えに根差したものとして佐藤（1990）44-45頁。
- 6 大楠薫（2014）『子どものルール観の変容を通じた小学校憲法学習の授業開発—単元「わたくしたちのくらしと日本国憲法」の場合—』熊本大学教育学部卒業論文、社会科学教育ゼミ
- 7 大楠（2014）1頁。
- 8 憲法条文学習の例として検討されているのは窪直樹（2008）「憲法とわたしたちの暮らし」江口勇治・磯山恭子編『小学校の法教育を創る—法・ルール・きまりを学ぶ』東洋館出版社、113-127頁。立憲主義学習の例では田本正一（2006）『『聖徳太子十七条の憲法と日本国憲法の対比』の発問と授業づくり』『社会科学教育』No.488、48-52頁。
- 9 1947年8月2日に文部省が発行した中学1年生用の教材。復刻版の入手方法は複数あるが、最近のものでは高見勝利編（2013）『あたらしい憲法のはなし 他二篇』岩波書店（岩波現代文庫）、23-76頁。
- 10 基本原理としての代表的な説明は例えば、芦部信喜著・高橋和之補訂（2015）『憲法 第六版』岩波書店、35頁以下。
- 11 大楠（2014）38頁。
- 12 大楠（2014）38頁。

- 13 大櫛 (2014) 39頁のアンケート集計結果を割合で示した資料によれば、「国民」52%、「偉い人」「大人」「政府の人」ともに8%、「総理大臣」6%、のほか「頭のいい人」「自分たち」「国」「天皇」がともに2%、その他10%となっている。
- 14 以上につき大櫛 (2014) 38頁, 28-30頁. 使用された絵本は以下の通り: 井上ひさし・いわさきちひろ (絵) (2006) 『井上ひさしの子どもにつたえる日本国憲法』講談社, 井上ひさし (2011) 『「けんぽう」のおはなし』講談社, 野村まり子 (2008) 『えほん日本国憲法 しあわせに生きるための道具』明石書店, 赤塚不二夫・永井憲一 (2013) 『「日本国憲法」なのだ!』草土文化.
- 15 田村理 (2008) 「立憲主義は伝えられるか」『民主主義教育21』Vol.2, 67-77頁.
- 16 田村 (2008) 72頁.
- 17 杉田敦 (2000) 『思考のフロンティア 権力』岩波書店, 102頁.
- 18 吉田俊弘 (2015) 「ヘイトスピーチ／ヘイトクライム IX 人権教育の現状と改善のための視点」『法学セミナー』No.726 (2015/7), 62頁.
- 19 憲法改正草案の出典は自民党サイト ([https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou\\_qa.pdf](https://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf) 最終閲覧日2015年10月20日)
- 20 長谷部恭男 (2004) 『憲法と平和を問い直す』筑摩書房, 178-179頁.